

ニュース・レター

NEWS LETTER
July 31 2001vol.
12

酸性雨のため腐食した銅像

ストックホルム(スウェーデン)で開かれたPOPs条約採択会議とIPEN会議(本誌5ページを参照)に参加したあと、酸性雨による被害状況を見ようと同市内とオスロ(ノルウェー)、コペンハーゲン(デンマーク)の歴史的な銅像を訪ねました。

17世紀、スウェーデンを欧州の大国にしたグスタフ・アドルフ王の銅像(写真右)、オスロの国立劇場前に建つ「近代劇の祖」、ヘンリック・イブセン(『人形の家』などの著者)の銅像(写真左)、コペンハーゲンの王宮周辺の各種銅像などは、いずれも酸性雨のため、かなり黒く変

色していました。

北欧に酸性雨が降り始めたのは1940年代。1960年代後半には北欧の豊かな自然資源である森林の樹木が衰弱し、多くの湖沼に魚が棲めなくなりました。北欧の上空に英国、中欧、東欧、ロシアの大気汚染物質が北、北東、北西風で運ばれてくるためです。

1972年6月、スウェーデンの提唱によってストックホルムで「国連人間環境会議」が開かれました。その後、他の欧州諸国でも越境酸性雨が激化したため、国際会議を頻繁に開いて汚染物質排出量の削減対策を推進、今では汚染状況がかなり改善されています。

(文と写真・川名英之、写真は5月24～25日に写す。)

CONTENTS

- ② 川名 英之・ストックホルムでPOPs条約を採択 条約採択会議の報告
- ⑤ 川名 英之・スウェーデンが新化学物質対策「予防原則」に基づく先進的法律目指す
- ⑧ 水口 哲・IPEN事前ワークショップ参加日誌
- ⑩ 立川 涼・立川涼国民会議代表が衆議院でPCB処理について証言
- ⑫ 森谷 隆・新化学物質指標ガイドライン
- ⑭ 菅野 義彦・基調講演「医療における内分泌攪乱化学物質の現況について」
- ⑰ International News Clip (最近の国際動向)
- ⑱ 高木佐基子・「環境法の今」第5回 グリーン購入法の解説

毒性化学物質
対策特集

残留性有機汚染物質

ストックホルムで POPs条約を採択

条約採択会議の報告

国民会議常任幹事 川名英之

5月22日～23日、ストックホルムで「残留性有機汚染物質(POPs)条約採択会議」、19日～23日、「国際POPs絶滅ネットワーク(IPEN)会議」が開かれ、「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」常任幹事の川名英之と同、水口哲が出席しました。以下に条約採択会議については川名が、IPENの会議については水口が報告します。(水口報告は8頁)

ダイオキシンは全廃へ、PCBは無害化处理

ダイオキシン、PCB、DDTなどの残留性有機汚染物質(POPs)の廃絶に向けた「POPs条約採択会議」が5月22日からスウェーデンの首都ストックホルムの国際会議場に127カ国の政府関係者と国際機関代表、NGOなど計約480人が参加して開かれ、22日午後、交渉開始から3年ぶりに条約が採択されました。

採択された条約の目的は、一言で言えば「リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質に対して、人の健康の保護及び環境の保全を図る」というもの。

その対策手法は主に次のような内容です。

①条約の対象物質はアルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフェン、DDT(以上の7種類はいずれも殺虫剤)、ヘキサクロロベンゼン(殺虫剤、その他)、マイレックス(防火剤)、PCB(絶縁油、熱媒体など)、ダイオキシン類、ジベンゾフラ

ン類の12物質である。

②12種類の残留性有機汚染物質のうち、PCB、クロルデンなど9物質の製造・使用・輸出入は原則として禁止する。

③PCBは2025年までに使用を禁止し、無害化处理完了の目標年次は暫定的に2028年とする。

④殺虫剤として使われる農薬のDDTはマラリア予防の必要な国で、蚊の駆除に限って使用を認め、定期的に報告を義務付けて審査する。それ以外は製造、使用を禁止する。

⑤非意図的生成物のダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCBの4物質は可能な範囲で廃絶を究極的な目標とする。

⑥POPsで定められた対策の実施に必要な技術と資金は条約の早期実施のため、地球環境基金(GEF)などを通して開発途上国に助成する。

「条約はPOPsに対する戦争宣言」

「POPs条約採択会議」は5月22日午前10時に開会され、挨拶に立った国連環境計画のクラウス・テプファー事務局長が「市場には7万種から10万種の化学物質が存在するうえに、新しい化学物質が毎年約1,500種ずつ開発され、化学物質は今や我々の生活の一部になっています。しかし、その中でPOPsはがんを始めとするさまざまな疾患、心身機能の不調、生殖障害などを引き起こします。この条約はPOPsに対する戦争開始の宣言です」と述べました。



最終議定書と条約の署名式の後、記者会見をして条約採択の意義について語るテプファー国連環境計画事務局長(右)=5月23日、筆者写す。

テプファー事務局長は次にスウェーデンが政府間交渉会議を支援し、さらに首都ストックホルムにこの条約採択会議を招致して出席者を歓迎してくれたことについて「心から感謝しています。この条約を『ストックホルム条約』と名付けることで、スウェーデンとストックホルムに対する会議出席者に敬意を表したい」と述べると、会場から拍手が起こりました。

条約への署名は92カ国、日本は未署名

POPs条約交渉会議が終了したことを説明する「最終議定書」と「ストックホルム条約」に対する署名は23日午前10時すぎに始まり、終日続けられました。

日本政府代表の内田富夫・スウェーデン大使は最終議定書にだけ署名しました。署名後、内田大使は「日本はダイオキシンやPCB廃棄物などについて、さまざまな法律や規則を通じてPOPsの脅威を防ごうと努めています。日本はできるだけ早期に条約に参加する考えです」と語りました。

この日、最終議定書に署名し、さらに条約にも署名した国は91カ国とEC(欧州委員会)、最終議定書だけの署名は115カ国と1地域経済統合組織でした。条約参加への強い意気込みを印象づけたのはカナダで、会場で条約批准を終えました。6月20日、フィジーが条約を批准し、7月15日現在、批准は2カ国、条約署名国は93カ国。

条約署名国は批准するとみられています。この条約は50カ国の批准で発効します。

深刻化した環境・人体のPOPs汚染

ここで採択に至るまでのPOPs条約政府間交渉の歩みを振り返ってみましょう。

1960年代と1970年代を通じて、工業と農業の分野での化学物質の使用は劇的に増加し、化学物質は現代社会にとって重要な存在となりました。しかし、その半面、「残留性有機汚染物質」の範疇に属する有害化学物質による環境と人体への悪影響が国際的にも次第に大きな関心を集めるようになりました。その濃度がたとえ低くてもがんの発生や中枢・抹消の神経系統への悪影響、免疫システムの疾患、生殖機能の障害、幼児・子どもの諸機能の正常な発達と成長の阻害などがそれです。

こうしてPOPsは残留性のほか、食物連鎖によって生物の体内に蓄積し、濃縮しやすい性質を持ち、人の健康と環境に悪影響を及ぼす危険な化学物質であることが明らかになったのです。残留性と蓄積性を持つPOPsは長距離移動をして、これまで製造も使用もされなかったことのない南極や北極近くまでも汚染していることがイヌイットやアザラシ、クジラの汚染から判明しました。

条約交渉3年、6回目の会合で採択に

POPsによる地球規模の環境汚染が問題化し



POPs条約最終議定書に署名する日本政府代表、内田富夫・スウェーデン大使＝5月23日、筆者写す。

たため、国連環境計画は1995年10～11月、POPsを海洋環境汚染物質に特定し、そのうえで「陸上活動によって影響を受ける海洋環境保護のための世界行動計画」を採択しました。その後、汚染の効果的な防止には法的拘束力のある条約をつくって国際的にPOPsを規制する必要があるという議論が高まり、1997年2月、国連環境計画管理理事会がPOPsによる環境汚染の防止・POPs廃絶を目指す条約づくりを決定したのです。

POPs条約づくりの政府間交渉会議第1回会合は1998年7月、カナダ・モントリオールで開

かれ、それ以来3年間、さらに4回の地道な交渉会合が積み重ねられました。その結果、今年5月、南アフリカ・ヨハネスブルグで開かれた第5回会合で最終合意に達し、今度のストックホルム会合で採択に達したものです。

日本ではPOPs条約に関係の深い「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案」と「環境事業団法の一部を改正する法律案」の2法案(ニュースレター第11号、6ページ及び本号第10ページを参照)が国会で審議されていましたが、6月15日、可決成立しました。

ストックホルム条約の日本語版が完成！

ニュースレター第10号でお知らせしたPOPs(残留性有機汚染物質)に関するストックホルム条約の日本語訳が完成しました。環境事業団の助成を受け、東京農工大学の細見正明教授の監修のもと、国民会議が翻訳を行ったものです。この条約は国民会議のホームページ(<http://www.kokumin-kaigi.org/>)でご覧いただけます。

ストックホルム条約の発効には、50カ国以上の批准等が必要なので、数年はかかると見られ

ています。「化学物質の安全に関する政府間フォーラム(IFCS)」では、遅くとも2004年までには条約を発効させるよう勧告しています。最新の批准状況はUNEPのホームページ(http://irptc.unep.ch/pops/POPs_Inc/dipcon/dipconsignat.htm)で確認することができます。日本政府が早急に批准を行うように一緒に働きかけましょう。

(国民会議常任幹事 橋高 真佐美)

スウェーデンが新化学物質政策 「予防原則」に基づく先進的法律目指す

川名 英之



「予防原則」に基づく画期的な「毒性化学物質規制法」の法案を作成、制定後は同法を所管するスウェーデン環境省＝5月27日、筆者写す。

製品から残留性・蓄積性物質を追放

スウェーデンは生態学的に持続可能な社会の実現を目指し、「予防原則」に基づいて有害化学物質を規制する「毒性化学物質規制法」の制定を目指しています。多くの化学物質に関する知識が絶対的に不足している現状のなかで、ある化学物質が生体内で残留性・蓄積性を持つことさえ分かれば、他の毒性がすべて判明しなくとも、危険な物質とみなして、2010年以降、この種の化学物質を含む製品の製造・販売を禁止する規定を盛り込んでいます。

法案は現在スウェーデン議会で審議中ですが、先進的な化学物質政策として世界の注目を集めています。5月22日の「残留性有機汚染物質(POPs)条約採択会議」開会式の挨拶で、国連環境計画のテプファー事務局長が「毒物のない環境の実現を目指すスウェーデンの化学物質政策は世

界で最も際だった事例」と紹介、NGOの「国際POPs根絶ネットワーク」(IPEN)も採択会議に先立つ19日、スウェーデンの政策を「POPs根絶対策の模範」と評価、同環境省のエヴァ・サンドバーク環境管理対策部部長代理を招いて法案内容の説明を聴いたのも、その表われです。

「毒物のない環境」目指すスウェーデン

スウェーデン政府が「予防原則」に基づく先進的な化学物質政策を打ち出したのは、膨大な化学物質がつくり出されているのに、それぞれの物質の毒性に関する知識が絶対的に不足していることを痛感したためです。スウェーデンの製品の登録簿には今日、スウェーデンで販売されている化学製品中に使われている化学物質の数は約1万1,000種。欧州全域で使用されている化学物質は約2万種。存在する化学物質は約4～

「毒性化学物質規制法案」を審議中のスウェーデン国会の議事堂。議事堂の庭を通過して旧市街と新市街を行き来するストックホルムの市民たち= 5月27日、筆者写す。



6万とみられています。

しかし2000年のEUレポートによると、欧州で生産量が多く、EUのデータベースに登録されている約2,500種の化学物質のうち、危険な化学物質に関するEU指令の必要条件を満たすデータのある物質はわずか14%にすぎず、ある程度のデータしかないものが65%、何らのデータもないものが21%。ちなみに米国環境保護庁(EPA)によると、この状況は米国でも同じか、米国の方がEUよりもっと悪いのが実情です。

化学物質の性質に関する知識がこのような不足している現状では、人の健康と環境にとって危険なすべての化学物質を確認することなど到底不可能だし、リスク・アセスメントの実施もリスク低減対策の実施もできない。スウェーデン政府は、このような状況ではPCBやDDTなどのような残留性・蓄積性を持つ有機汚染物質や環境ホルモンなどの危険な物質が新たに出現して人の健康と環境に重大な悪影響を与える恐れがあると判断、1995年、2020年ごろまでの「毒物のない環境」実現を目指して化学物質対策を強化する方針を決めました。

こうしてスウェーデン政府は2020年までに達成すべき15の「環境の質の目標」を法案にして提案、スウェーデン議会が1999年春、この目標を可決しました。この目標は環境中の人工物質の

レベルをゼロに近づけることを目指しています。

化学物質政策に関する新ガイドライン

この環境の質の目標を実現するため、スウェーデン政府は1998年9月、「化学物質政策のガイドラインに関する委員会」(通称・化学物質委員会)に新ガイドラインの策定を諮問、委員会は審議の末、次の新ガイドラインを答申しました。

1. 市場に出される新製品は主に次のことがないようにする必要がある。
残留性、蓄積性、このような物質を生じさせる有機系の人工物質、生殖システムに傷害を与える物質、発がん性、突然変異性、内分泌かく乱性のある人工物質、水銀、カドミウム、鉛および、これらの合成物
2. 金属は環境や人体に害を引き起こす程度まで、環境中に放出されないような方法で使用するべきである。
3. 残留性と蓄積性を持つ有機系人工物質の製造工程における発生は、生産者が人の健康と環境に害が生じないことを示せる場合に限られる。

このガイドラインは政府の化学物質対策の目標、規制実施への支援として役立つほか、民間企業が製品を開発する際にガイダンスの役割をします。政府はこれを2008年～2013年に実施す



「有害物質は今後作らせないし、あるものは年限を決めて削減させる。子どもたちにはまっさらな地球を手渡す」というエバ・サンドバーグさん(スウェーデン環境省環境管理・産業協力部副部長)

る考えです。

新化学物質対策の基本は「予防原則」

スウェーデンの環境規範は「予防原則」と、その代替原則、生産者責任、「汚染者負担の原則」と同様の原則に基づいています。スウェーデンの提案の基本となっている考え方が「予防原則」と、その代替原則をECの化学物質政策関係の法律に取り込むべきだとする考え方です。

「化学物質委員会」のスウェーデン政府への答申でも、「予防原則」を新しい化学物質対策の基本に据えて提言しています。これを受けてスウェーデン政府は、①残留性と生物濃縮性がより大きい既存の化学物質は2010年以降、市場に出荷されるべきではない、②環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)についても研究を継続し、クライテリア(判断条件)の設定を目指す—という内容の法案を作成、5月末、議会に提出、現在審議が進められています。

現在、世界的に「予防原則」という言葉が盛んに使われています。化学物質政策の分野で「予防原則」という言葉が最初に使われたのは1980年代のドイツだったと言われています。それが世界的に使われるようになったのは、1992年6月の

「地球サミット」で採択された「リオ宣言」の第15原則の中に、別掲のように盛り込まれたためです。

「リオ宣言」第15原則：

環境を保護するため、予防的方策は各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。(環境庁・外務省監訳『アジェンダ21実施計画』より)

つまり「予防原則」とは「たとえ化学物質について完全な科学的情報が得られなくとも、それを理由に対策を遅らせることなく、必要と思われる対策を取ろう」という積極的な考え方なのです。

「予防原則」政策の全欧州普及を狙う

その後、EUはEC条約の中に「環境保護の分野で予防原則を適用する」という規定を設け、5月にストックホルムで採択されたPOPs条約も「予防原則」と同様の「予防的アプローチ」という考え方が基本になっています。

スウェーデン環境省は「予防原則」をECの化学物質規制指令に組み入れることは特に「緊急を要する課題」と位置づけています。サンドバーグ環境管理・産業協力部副部長はIPENの説明会で「将来、『持続可能なヨーロッパ』という目標を実現するためには、化学物質政策への新しいアプローチ、つまり予防原則の導入が絶対的に必要です」と言い切りました。スウェーデンはまず自国で「毒物のない環境」を実現し、その実績を踏まえて「予防原則」に基づく新化学物質政策を全ヨーロッパ諸国に導入してもらえよう、EUに働きかける考えです。

有害物質のない社会は、 ラーニング・オーガニゼーションから

5月21日から23日まで開かれた本会議の前にIPEN (国際POPs廃絶ネットワーク)が事前のワークショップ(19日、20日)を開きました。外交交渉を前に、ネットワーク傘下のNGOで、作戦会議を行うのです。その模様を、日記の形でお知らせします。

国民会議常任幹事 水口 哲

会議場



■ 5月19日 (月曜日)

寒風、イビキ、有害物質のない社会は可能か
午前8時。5月とはいえ、風が冷たい。灰色の雲が低くたれ込めるなか、市の中心街にあるローゼンバッド会議センターへ向かう。これから、事前ワークショップが始まるのだ。

本会議中、どう連携してロビングするか、どの時点でどんな声明を出すか。さらに、条約の採択が確実となった今、会議終了後、世界各国での実施状況をモニタリングしあい、実効性ある条約に向けて、どんなアクションをしていく

か。そのためにはIPENはどんな組織にならないといけないか。議論するテーマは多い。

同時に、世界最先端と言われるスウェーデンの新しい化学物質政策の講義を担当者や大臣から受けたり(川名さんの別稿WWW.Regeringen.se参照)、廃棄農薬などの処理資金の拠出源と目されるGEF(地球環境基金)や、実施主体のFAO(世界食糧機関)の幹部を招いての、質疑応答の時間もある。

時差ボケの上、同室者(ハンガリー人)の残留性有機イビキの後遺症と闘いながら、議論に参



グリーンピースから環境保健財団に転じたジャック・ワインバーグ。IPENはネットワークから実行組織に転換すべきだと語る



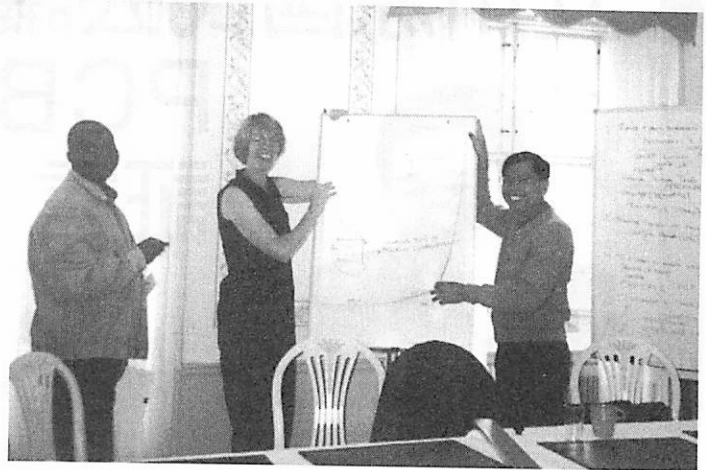
IPENの事前ワークショップ風景

加するのは辛かった。とはいえ、「有害物質は今後作らせない。あるものは、目標年次を決めて、今後1世代=30年以内に処理し、子どもたちにはまっさらな地球を手渡す」というエバ・サンドバーグさん(スウェーデン環境省化学物質担当ディレクター)と話したり、旧知のNGO仲間と再会するのは楽しい。

■ 5月20日(日)

POPsに汚染される食料

曇り。時々晴れ。ようやく、陽光に会う。午前8時30分。ジョージア、ベルラーシ、リトアニア、ロシアなど旧共産圏から参加のNGO連中と、会場に向かう。それぞれ化学者、ジャーナリスト、NGOの専従職員などである。共産主義崩壊後、補助金の激減と協同組合の解体で国内農業が弱体化し、外国産食品が大量流通するようになったこと、その結果、残留農薬や保存剤の不安が増したことを口々に語る。昨日、フレンチ・アフリカからの参加者は、植民地化で主食を変えられ(ヒエからコメに)、その上農薬依存型の農業生産に転換させられたと話していた。POPs問題の一面は農薬の問題であり、それは同時に基礎食糧をどう作るか、食べるか、の問題でもある。



『POPsに汚染されるアメリカの食品』をまとめたクリスティーナ(農薬行動ネットワーク)。政府データと大学の研究を生かした力作でwww.panna.orgで閲覧可能。

IPENはラーニング・オーガニゼーション

さて、2日目は、IPENをどんな組織にしていくか集中的な議論を行った。簡単に言うと、情報交換を主体とするネットワーク組織のままでもいいという考え方が一つ。もう一つは、世界的な規模で、国際機関や多国籍企業にロビイングする実行組織に移行すべきだという意見である。前者はWWF(世界自然保護基金)など、世界的なネットワークを既に構築しているところが主張し、後者は比較的小さなNGOに主唱者が多かった。この議論は、本会議開催中も続き、結論としては、後者の方向を目指すことになった。この間、実行委員会や各国ネットワークとの関係、委員の選出方法、分科会(PCB、農薬、地域のコンセンサス作りの3つ)の活動テーマなどについても議論が行われた。

結論は出なかった。しかし、アフリカ・モーリシャス諸島の参加者の次の発言に共感した者は多いはずだ。「結論は出ない。しかし、IPENは偉大なるラーニング・オーガニゼーション(学びの組織)だ。国際間で条約がどう作られ、それに影響を与えるにはどうしたらいいかの方法論を学ぶ。NGO同士で共闘したり妥協する技術も。持続可能な化学産業とは何かについての議論ができる。これら他ではできない勉強がここではできる。有害物質のない社会は、ここから始まる」。

途中までの議論はペーパーにまとめられ、その後もメール上で議論は続いている。

立川涼国民会議代表が衆議院で PCB処理について 証言



立川 涼

(ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議代表)

PCB汚染は地球生態系からみて最重要

衆議院環境委員会が「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案」を審議中の6月7日、PCBなど有機化合物による環境汚染問題を1960年代末から研究、数多くの優れた実績を持つ立川涼「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」代表を参考人として招き、証言を求めました。

立川代表は①PCBによる環境汚染の特異性、②PCBの処理が遅れた理由、③PCB処理は焼却と化学処理のどちらがいいか、⑤カネミ油症研究の必要性—の4点に絞って次のように証言しました。

「環境汚染の面から重要な有機化合物はPCB、ダイオキシン、DDTの3つ。このうちダイオキシンによる汚染は、ほとんどが北半球を中心とする陸地と沿岸と考えていい。DDTは近年、使用領域が熱帯発展途上国を中心にかなり狭められ、環境汚染のレベルも次第に低下しています」

「PCBは陸上、海上を問わず、南極から北極まで極めて世界的に均質な汚染があります。特に海岸では海洋生物に異常な高濃度で溜まっています。人間のPCB汚染は1ppm程度と言われていますが、海洋のクジラには数百PPMとか、地中海などでは3,000ppmというような、とんでもないものまで出てくる。地球生態系からみて、今後世界的に最も大きい課題はPCBだと僕は考えています」

PCBの処理はなぜ遅れたのか

立川代表は次に1973年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(略称・化審法)が制定された際、「国は処理方法をきちんと開発するように」という附帯決議が付けられたことを挙げ、にもかかわらず、今日まで処理されずにきた理由について、次のように述べました。

「最初のころ、僕はかなりのケースにタッチし、各地に行きました。当時でもPCBを焼却する技術は、今の

レベルから見れば問題は多いけれども、それなりにあったと僕は思っています。しかし当時は企業、行政と国民、地域住民との間にコミュニケーションがなかったため、科学や技術が社会的に受容されなかったのです」

必要な情報公開と国民・住民の参加

新たにPCB処理に取り組むには、どんな点に配慮すべきか。立川代表は次のように述べました。

「処理をスタートさせるに当たって情報公開と国民の参加、理解、地域の支援がどうしても必要になってくると思います。これは科学や技術を皆さんに理解していただく以前に大変必要な前提条件であると僕は思っています。秘密裏に決めて実施したら、住民の側は反対します。これは大変稚拙なやり方です。ですから早く合意を得て具体的に事を進めるためには、どうしても情報公開と多くの社会のセクターの参加が大変大事になってきます」

「最近はNPOその他の水準が非常に高くなっています。行政や我々研究者よりもはるかにホットなニュースをITなどでご存知の方がいらっしゃる。アメリカでは、いろんなことを決めるときに、学会、アカデミアと行政と産業と市民運動の方がイコールパートナーとして、専門性のレベルでみんな議論できる。日本では残念ながら、水準がまだそこまで行っていないと思いますが、急速に成長しておりまして、この実力は驚くべきものがあると思います。こういう存在を抜きにした大事な社会的な意思決定はこれからできなくなるだろうと思っています。さまざまな意思決定を専門家からもう少し広い国民の各セクターの意向が代弁できるような方法に変えるべきであらうと考えています」

焼却処理と化学処理のどちらがいいか

今、焦点になっているPCBの処理方法について、立川代表は長い技術開発の歩みや処理法の検討経過を踏ま

えて、次のように具体的に証言しました。

「PCBの処理方法には化学処理と高温の焼却焼却の2つがあります。コストを考えたとき、焼却の方がはるかに安いことは多分、ここにいらっしゃる2人の参考人の方もご同意されると思います。焼却については、これまでいろいろなことがなされてきたので、日本には今、高い技術水準があります。これはほぼ完成された技術と言ってよろしい。コストの見積もりも比較的正確です」

「ところが、化学処理はやったことがない。しかも連続的な化学処理は、なかなか難しい。したがって正確な見積もりも難しいのです。粗っぽく言えば、焼却処理の方が化学処理の多分10分の1ぐらいの期間で済むと思います。廃棄物を常時、焼却することには、僕は循環型社会をつくるという意味で賛成ではないんです。ですけども、もう使用禁止になったPCBは国際的な責任もあって、短期間に処理する必要があります。そのときに圧倒的に早くやれて、しかもコストが安いのは焼却法なんです。たまたま化学処理が今、出てきているのは、焼却処理をするとダイオキシンができる。したがって国民の支持が得られないから化学でいこうという話です」

立川代表は、以上のようにPCB処理の問題点を論じた後、2つの処理方法のうちのいずれを選ぶべきかを国民に問うよう求め、次の提言をしました。

「改めて利用者の得失を厳密に提示したうえで国民の判断を待つべきです。化学処理と焼却処理の得失、さま

ざまなものを1回、フランクに国民の前に出して、選ぶべきだと思います」

国際的責務があるカネミ油症の研究

立川代表は最後に1968年、西日本一体で発生したカネミ油症に触れ、日本がカネミ油症の研究に取り組む必要性を次のように強調しました。

「カネミ油症は不幸にして極めて大規模な人体実験になったわけです。これだけ有機塩素化合物で貴重な人体実験は世界に皆無だといってもいい。しかし率直に申し上げて、カネミ油症では医学界と患者の間にさまざまな齟齬(そご)があり、残念ながらきっちりとした研究がなされていないという経緯があります。日本にはカネミ油症の研究をやらなければならない国際的責務があると思います」

「イタリアのセベソ(1976年、除草剤製造工場が爆発、環境・人体がダイオキシンで汚染)で、ダイオキシンにばくろされた性成熟以前の男の子が、成長して成熟過程に入ったときに産まれる子どもに女が多いという、今まで考えられなかったことが最近、起きています。動物実験では分からなかったさまざまなことがカネミ油症からまだまだ分かる可能性があります。何としても、国として誠意を尽くしてカネミ油症の研究を国際的に実施すべきです」

「PCB廃棄物適正処理推進特別措置法案」は6月15日、参議院本会議で可決成立し、7月15日に施行されました。

OECD 審査団の環境NGOヒアリングに出席

OECD(経済協力開発機構)の審査団が来日し、5月21日から29日まで日本の環境保全政策についてのレビュー(審査)が実施されました。日程に環境NGOからのヒアリングがあり、「国民会議」への出席要請で中下裕子事務局長が出席、わが国の化学物質政策について次の点を指摘しました。

①予防原則が確立されていないこと、②ダイオキシン対策は大型焼却炉などの下流対策が中心で、素材対策や

ゴミの減量などの上流対策が遅れていること、③拡大生産者責任が不十分なこと、④政策決定過程へのNGO参加が不十分。

他には、全国公害患者の会、気候ネットワーク、日本生態系協会などの6団体が出席。審査団から「公害被害者の救済は十分か」「環境NGOの活動分野は」「政策決定へのNGO参加の手段はあるのか」などの質問が寄せられていました。

経産省・NEDO主催のワークショップに事務局長が出演

6月1日、経済産業省と新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)主催の「化学物質リスク削減技術ワークショップ」がAホールで開催され、中下裕子事務局長がNGOの立場から「化学物質リスク管理に対する期待」と題する意見陳述を行いました。中下事務局長は、科学技術の限界と予防原則の重要性、持続可能な化学技

術への転換の必要性について述べるとともに、子どもへのリスク削減特別策の実施、情報の統合化など10項目に及ぶ具体的な提言をしました。こうした会議にNGOが出演するのは異例とのこと。POPs条約化交渉を通じての各省庁担当者との意見交換の積み重ねが、今回の出演につながりました。

新化学物質指標ガイドライン

Chemical and Pesticides Results Measures, Executive Summary

(化学物質・農薬指標要約)

邦訳担当者 森谷 隆

1. 概要

この化学物質・農薬指標計画 (Chemical and Pesticides Results Measures (CAPRM) project) は、米国環境保護局 (EPA) 汚染防止・農薬・有毒物質担当室 (OPPTS) とフロリダ州立大学科学・公共政策研究所 (ISPA) の間の協定により進められた。この計画の目的は、化学物質、農薬及び汚染防止問題に関する共通の指標を確立することにある。非営利団体、部族団体、民間団体、州政府及びEPAが、化学物質及び農薬の問題に対して講じた対策・政策の成果、問題の現状・動向を定量的に理解または説明する際に利用できるよう、発案された。

2. 化学物質・農薬指標に至った経緯

過去10年間、連邦政府や州政府が利用するようになった指標の数の多さは、目をみはるものがある。1990年には、ほんの幾つかの州政府だけが指標を活用していたに過ぎなかった。フロリダ州とノースカロライナ州だけが包括的な環境指標制度を組織的に作成し、公文書として公表していたに過ぎず、EPAですら指標制度構築の初期段階にあった。

2001年には、状況は一転し、全ての州政府が指標制度を構築し始めている。連邦政府では、各政府組織内または各政府組織間でもワーキンググループを立上げ、指標制度を構築している。国際的には、オランダ、カナダ、ニュージーランドが、成果・効率等のパフォーマンスを重視した環境管理制度に指標を活用しており、指標制度導入の国際的な模範となっている。

このような状況の中、CAPRM作成のタイミングはとても良かった。連邦政府では、行政パフォーマンス・成果法 (Governmental Performance and Results Act) により、全ての連邦政府機関は、目標設定が明確かつ指標により証拠立てされた戦略計画の立案手順を踏まなければならない。そのためEPAにとっても、このような指標は、連邦議会に目標の達成度を証明する時の後ろ盾となる。連邦議会に、予算請求をする際や情報公開をする

際にも非常に役立つ。更に、環境問題解決に向けて、連邦政府と州政府間で行う環境事業などでも、両組織が共通の用語と指標を用いて事業評価が行える。よって、このような共通の指標は、様々な環境活動のために重要な役割を果たして行くものと期待される。

CAPRMの指標は環境問題の課題毎に整理されている。次ページのリストを参考にして頂きたい。詳細を知りたい方、本文を入手したい方、今後の展望について知りたい方は、<http://www.fcprn.fsu.edu/caprm> へどうぞ。

問い合わせ先及び出所は以下の通りである。

Chemical and Pesticides Results Measures Project,
Program for Environmental Policy and Planning Systems,
Institute of Science and Public Affairs,
The Florida State University,
2035 East Paul Dirac Drive, Room 102, Herb Morgan Building,
Tallahassee, FL, 32306-2821, USA Phone: 850-644-2145

■課題1：環境影響のグローバル化

国境を超える有害物質の管理について

- 米国の有害廃棄物輸出入量 (浄化処理方法および輸出・輸入先の国別に分類)

化学物質と農薬の環境移動について

- フロリダ州エバグレーズ湿地内の水銀蓄積量
 - 大気から五大湖へ降り積もる有毒物質および農薬の堆積量
- 有毒物質と農薬の国際取引について

- 米国の有害農薬輸出入量
- 米国の残留性有機汚染物質輸出入量

■課題2：持続的な開発

周囲環境の毒性について

- 有害物質の放出および管理廃棄物についての毒性指標
- 耕地面積1エーカーあたりに使用された農薬の活性成分量
- 他、2指標

比較的安全な化学物質について

- リスク低減農薬が使用された農業耕地面積の割合
- 難解性、生物濃縮性かつ有毒性のある化学物質について
- 筋組織内の化学物質の生物濃縮
- 五大湖に生息するセグロカモメの卵内のDDE、PCB、ディルドリン、マイレックス、HCB濃度

- カナダ・ブリティッシュコロンビア州に生息するカニの体内のダイオキシンおよびフラン類濃度

汚染防止について

- 米国有害物質排出記録(U. S. Toxics Release Inventory)の汚染防止指標

生態効率(Eco-Efficiency)について

- 経済支出指標 1 ドル毎における有害物質の放出量および管理廃棄物の毒性

- 1 ボンド(重量) 毎における有害物質の放出量および管理廃棄物の毒性

- 米国GDP 1ドル毎における資源保全・再生利用法(Resource Conservation and Recovery Act)に該当する有害廃棄物の発生量

製品に対する企業責任について

- クリーン・スイープ計画(Clean Sweep Programs)により回収・処理された農薬と有害物質の量

代替農業形態について

- 認証有機農地面積のエーカー数
- 統合有害生物管理が行われている農地面積のエーカー数

■課題 3：食料

残留農薬について

- 残留農薬が検出された食料の割合
- 許容量を越えた又は越えたと思われる残留農薬が検出された食料の割合

工業用化学物質の残留について

- 工業用化学物質の残留が検出された食料の割合

農薬の使用について

- 米国全土における農薬の年間使用量(活性成分の種類毎に分類)
- 特定の穀物・野菜・果物に対する農薬の年間使用量(活性成分の種類毎に分類)

バイオテクノロジーについて

- 遺伝子組換え品種作物が収穫された耕地面積の割合(農家からその利用について報告されたデータのみ該当)

輸出入に係わる食料の安全性について

- 検出可能な又は許容限度を越える残留農薬が含まれている輸入食料の割合

■課題 4：廃棄物

有害廃棄物の発生について

- 資源保全・再生利用法(Resource Conservation and Recovery Act)規定有害廃棄物の発生量(量と種類毎に分類)

有害廃棄物管理について

- 資源保全・再生利用法(Resource Conservation and Recovery Act)規定管理有害廃棄物の量(量と管理手法毎に分類)

■課題 5：製品

幼児向け製品の毒性について

- 幼児向け製品に含まれている有毒物質濃度

化学物質と農薬製品の誤用について

- 化学物質の誤用により、人体の毒物汚染が起きた件数

- 農薬の誤用により、人体の毒物汚染が起きた件数

農業用以外の農薬使用について

- 農薬の年間使用量(農業以外の産業および農薬の種類毎に分類)

■課題 6：人の健康

病理について

- 化学物質または農薬暴露が原因で起こる病気

健康リスクについて

- 慢性的な健康被害リスク指標(何らかの有害物質が環境中に放出された際のもの)
- 急性的な健康被害リスク指標(何らかの有害物質が環境中に放出された際のもの)

化学物質と農薬の安全性について

- 農薬暴露による産業中毒の発生件数
- 化学物質暴露による産業中毒の発生件数
- 農薬暴露による致命的および非致命的な中毒の発生件数
- 他、4指標

屋内環境の化学物質の毒性について

- 居住地域内又はその周辺における発ガン性および神経毒性のある農薬の年間使用量

子供について

- 農薬暴露による致命的および非致命的な幼児中毒の発生件数
- 化学物質暴露による致命的および非致命的な幼児中毒の発生件数
- 幼児の血液中の鉛濃度
- 幼児の慢性健康被害リスクインデックス(何らかの有害物質が環境中に放出された際のもの)
- 他、5指標

生物濃縮について

- 有毒物質の生物濃縮

公衆衛生について

- 病原媒介動物による感染症の報告件数

必要最低限の食事について

- 魚類や動植物類に対する注意勧告発令件数(種類により分類)

■課題 7：生態系の健全性

動植物への影響について

- 慢性および急性的な生態系影響リスク
- 現在野生動植物の死亡原因の最大要因とされている15種類の農薬により死亡した野生動植物の件数(陸上環境および水環境で起きたものに限定する)

主要な生態系機能について

- ミシガン湖へ運ばれてきたPCB、水銀、アトラジンの濃度
- 五大湖生態系指標集
- 中央大西洋高地アセスメント計画の指標集
- 他、3指標

シンポジウム「安全な医療をめざして」

ー医療器材の塩ビ問題を考えるー

基調講演



「医療における 内分泌かく乱化学物質の 現状について」

埼玉医科大学

菅野義彦 kannoyh@saitama-med.ac.jp

埼玉医科大学腎臓内科助手。専門は人工透析。

慶応義塾大学医学部大学院卒。

さまざまな医療資材に利用される塩化ビニル

内分泌かく乱化学物質は、いわゆる環境ホルモンとして最近非常に注目されていますが、その研究は未だに不十分で名称や定義も確立されていません。日本では1998年に、当時の環境庁が68品目を指定物質に指定しましたが、環境ホルモンにはきわめて多種多様な物質が含まれ、論文によっては約8万種類とされています。本日は、医薬品や医療資材であるプラスチック製品由来の環境ホルモン、とくにフタル酸ジエステルとビスフェノールAに注目してお話を進めます。

フタル酸ジエステルは、ポリ塩化ビニルを加工する際に使う可塑剤として広く使われ、ポリ塩化ビニル製品の重量の40%程度を占めています。

5月20日、東京池袋のエポック10で、シンポジウム「医療器材の塩ビ問題を考える」が「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」の主催で開かれ、埼玉大学腎臓内科、菅野義彦助手が「医療における内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の現況」というテーマで基調講演を行いました。以下に、この基調講演の要旨を掲載し、シンポジウムそのものの報告は次回13号に掲載します。

す。フタル酸ジエステルは、こうした製品から液体や気体に溶出いろいろな経路で体内に入りますと、肝臓、肺臓、腎臓、脾臓といった臓器に蓄積され、代謝を受けます。代謝を受けた代謝物は、尿を中心経路にして体外に排泄されます。ビスフェノールAは、ポリカーボネートやポリスチレン樹脂の原料です。進入経路は、経口、経腹腔などです。排泄経路は、性差はありますが、脂溶性なので便の方が中心となります。しかし、吸収、代謝、排泄の経路に関してはまだ完全には分かっていません。

塩化ビニルは、現在いろいろな医療資材、とくに感染のリスクを避けるためのディスポーザブル医療資材で使用されています。点滴バッグや針をつなぐチューブ、流動食を消化管に流し込むチューブ、酸素吸入に使われるマスクやチューブ、また人工呼吸に使われる気管チューブも類似の資材です。血液の成分にとって塩化ビニルが優れていると言われている輸血バッグにも使われています。また、ビスフェノールAを含むポリプロピレンやポリカーボネートは、人工心肺や、人工透析の膜や回路、義歯を固定する材料としても使われています。入院患者が使用するプラスチック製食器も、長期になりますと曝露されることも考えられます。



否定できない人工透析を通じた暴露の可能性

さて、人工透析のお話に移ります。腎臓は、尿を出すことで体内から不要なものを外に出す役割をしていますが、腎臓の機能が落ち、クレアチニンという数値が10に近くなってくると、慢性腎不全ということになります。人工透析医療は、日本が世界に誇ることでできる数少ない医療分野で、ほとんどの方が腎不全で亡くなることはありません。わたしが環境ホルモンに関心を持ったのは、人工透析を受けている患者さんは、一般の方に比べて暴露量が多いのではないかと思ったからです。実際、貧血、骨の代謝の異常、血圧、性機能、精子の減少などホルモン異常がみられる方が多いようです。環境ホルモンが人体に影響するのであれば、透析患者のこうした症状と関連づけられるのではないかと考えたからです。

人工透析には大きく分けて2つの方法があります。ひとつが血液透析で、もうひとつが腹膜透析です。血液透析は、透析療法の90%以上をしめ、一般的に透析療法といえば、この血液透析をさします。血液透析は、血管に2本の針を射し、一方からポンプで血液を引き出しフィル

ターを通して血液をきれいにし、もう一方の針で血液を戻します。これを週に3回、3時間から4時間、この治療を行います。塩化ビニル、ポリカーボネート、トリアセートなどは、この血液を外に出す体外循環の際、血液が通るチューブやフィルターに使われています。これらの機器から溶出した環境ホルモンがあるとすれば、それがすべて直接血管に入ることになりますので、かなりの暴露があるということになります。

一方、腹膜透析は、血液透析と全く違い、お腹の中にチューブを埋め込み透析液を入れ、自分の腹膜を使って血液から不要なものを透析液に溶け込ませて体外に出す治療法です。このチューブがポリエチレン製であったり、バックに塩化ビニルが使われている場合もあります。この水は毎日8～10リットル交換しますので、暴露の量が多いのではないかと思います。

腹膜透析に関して、吊るしていたバックの中の水に含まれるフタル酸ジエステルとビスフェノールAの濃度を測ってみますと、フタル酸ジエステルもビスフェノールAも、入れるのよりも出てくるもののほうが少ない。1996年にメタ



ン氏が調査した血中濃度のデータを見てみると、腹膜透析は、正常の高いほうと患者の低いほうがほぼ同じ数値で、患者の中でも20倍近い開きがあり、この結果だけでは、透析が原因だとは断言できません。

血液透析の方のデータですが、1975年のニガード氏らの報告では1回の透析で約20mgのフタル酸ジエステルが回路などから溶出するとされています。これは現在定められている1日耐用摂取量の約10倍になります。最近のデータでもこの溶出量は変わっていないようです。それを考えると、90パーセントは尿から出ると言われていますが、実は尿以外にも出ているのではないかと考えられます。

私の研究結果では、透析患者は普通の方の約2倍でした。理屈から考えると血液透析患者のほうが圧倒的に高くなるはずですが、意外な結果になりました。また、透析年数と血中濃度との関係は見られませんでした。私の研究を含め整理すると、透析患者は普通の人に比べると、大量に暴露されて血中濃度も高くなっているのではないかと思います。

現在の私の研究方針は、患者の血中、もしくは透析機器から、エストロゲン受容体に結合する物質は溶け出しているのか、フタル酸ジエステル、ビスフェノールAは存在するのか（これは存在するらしい）、エストロゲン受容体に作用するのか、その条件はどのようなものか、血中で、

どういう状態で作用すると効果が大きいのか、という点です。

現在ルシフェラーゼアッセイシステムを使った検討を行っています。これは細胞が反応して標的とした蛋白の産生量に変化がある場合に、それが遺伝子レベルから支配されていることを証明する実験法で、曝露されて血中に入っているものが、いろいろなものと結合したものを含む状態で、エストロゲン作用を持ちうるかどうか分かります。

最後に、メタン氏の研究結果をご紹介します。現在、医療機器の脱塩ビが進んでいますが、腹膜透析の脱塩ビのバッグを使った場合、40日経つとフタル酸ジエステルの濃度がわずかに下がります。ある程度の効果が期待できるのではないかと考えられます。

透析患者への配慮も忘れてはならない

本日は「安全な医療をめざして」と題してお話を進めてまいりましたが、現在の医療資材には内分泌かく乱化学物質を溶出する可能性のあるものは確かに多くあります。しかし、医療はモノの購買と違って、医療資材の選択や拒絶は現実的には非常にむずかしい状況です。それを踏まえて、私たち医療従事者も、環境ホルモンの問題を意識し、日常の診療に当たる必要があると思います。本日はどうもありがとうございました。 <リポーター 江間直美(広報委員会)>

International News Clip

(最近の国際動向)

■日本のODAが

タイのゴミ焼却施設建設を援助

国際開発事業の資金援助を監督する国際開発銀行 (Japan Bank for International Cooperation) が、タイの首都バンコクに2つのゴミ焼却施設を建設するため、1億1,000万米ドル規模(約130億円)の融資をする提案をした。

バンコクの人口は700万人に達し、タイ政府および環境NGOの統計によると、バンコク内だけで1日に8,700~12,100トンのゴミが出ている。埋め立て処理場も満杯寸前のため、タイ政府はゴミ問題の解決策として焼却施設の建設を進めようとしている。このゴミ焼却施設は、1億7,000万米ドル(約200億円)に及ぶバンコク内の廃棄物管理プロジェクトの一部として提案されたが、次の点から国際的に批判されている。

①焼却施設からのダイオキシン汚染問題を抱え、その多大な経済的コストを熟知している日本が、この計画を援助すべきかどうか、②日本国内のダイオキシン汚染対策ですら年間60~80億円を費やしたにもかかわらず、タイ政府が長期間におよぶ巨額な投資を続けることができるのだろうか。長期的にみた健康被害や重い財政負担は、必至である、③日本国民は、他国で使われている日本国民の税金の使途について無関心なままでよいのだろうか。

■中国がバーゼル条約の修正案を批准！

5月1日、中国政府はバーゼル条約の修正案を批准した。批准はアジア諸国内ではスリランカに次いで2番目で、画期的な動向と言える。批准の背景には日本、アメリカ、オーストラリア、EU諸国からのプラスチック廃材、電子機器スクラップ、金属汚泥などの廃棄物輸送により、中国が不当な苦しみを受けているという事情がある。この条約が発効すると、OECD加盟国や先進国から中国も含む世界の他の国々への有害廃棄物の輸出が一切禁止される。条約発効には62カ国の批准が必要で、中国はまだ25番目の批准国。ただ条約立案の仕掛け人でもあった中

国の批准により、多くの開発途上国が続いて批准することが期待される。一方、同じアジアにある日本は条約を批准していない。

(出所: Mr. Jim Puckett, Basel Action Network (BAN), E-mail: jpuckett@ban.org<mailto:jpuckett@ban.org>)

■30年後の今なお続く

ベトナム戦争の枯葉剤汚染

ベトナム戦争が終り、30年以上経過した今、枯葉剤(エージェント・オレンジ)の汚染による被害がさらにひどくなっていると、アメリカテキサス大学西南医療センターのアーノルド・セクター博士チームの研究者が報告した。

同教授の研究チームが戦争中アメリカ空軍が基地や化学物質の集積所として利用していたベトナム南部の町ビエン・ハオ(Bien Hoa)に住む人々から、血液を採取して分析し、その結果を枯葉剤のまかれなかった首都ハノイの人々と比べると、ビエン・ハオ住民の血液には135倍も高い濃度の四塩化ダイオキシン(ダイオキシン類で最も毒性の高い物質)が検出された。

研究チームの分析の結果、①この濃度が人体の汚染では1973年以来、最も高いレベルであること、②現在でもベトナムの四塩化ダイオキシンは土壌や川床の泥にしみ込み、魚や飲み水に濃縮されてきていること、③一番高い四塩化ダイオキシン濃度が検出された住民たちは日々、川魚を食べていたこと、④ベトナム戦争後に生まれた子どもたちの体内にも確実に蓄積されていること一などが分かった。

アメリカ政府はベトナム国内の人道主義的事業には資金援助をしているが、枯葉剤の被害を受けているベトナム市民へ賠償金も払わず、枯葉剤浄化事業の援助もしていない。ベトナム政府と協力して枯葉剤について共同研究を行うため、アメリカ政府が100万米ドル(約1億円)の支援をすることを今年になって初めてアメリカ議会が決めた。

(出所: Journal of Occupational and Environmental Medicine (vol 43, p 435))

グリーン購入法の解説

弁護士 高木佐基子

平成13年4月1日より、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称「グリーン購入法」)が全面施行されました。これは、平成12年5月24日に成立したもので、その1部は、1月6日より既に施行されていました。法に基づく政府機関のグリーン調達制度としては、国際的に初めて開始となります。また、対象となる物品として建設資材等に着目した公共工事や役務を含む14分野にわたる101品目を選定しており、これまでの類似の取り組みに比し、格段に対象品目が拡大していることが特徴です。

■目的(第1条)

この法律の目的は、国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るものとされています。これは、循環型社会形成推進基本法の趣旨に則り、需要側から循環型社会の形成を促進することを目指しています。

■責務(第3条～第5条)

環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定しています。

■基本方針の策定(第6条)

国は、独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定めるものとし、基本方針は、環境大臣が各省各庁の長等の協力を得て案を作成し、閣議決定するものとされています。

これに基づいて、環境大臣は、平成12年2月2日に「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を閣議決定しました。この基本方針は、国(国会、各省庁、裁判所)、制令で定める独立行政法人及び特殊法人

(以下「国等」という。)における環境物品等の調達の推進に関する基本的方向、国等が重点的に調達すべき物品及び役務の種類(特定調達品目)並びにその判断基準、その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項を定めています。

■調達方針の作成等(第7条)

各省庁の長(衆・参議長、最高裁長官、各省大臣等)及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行います。また、年度の終了後、調達の実績概要をとりまとめ、公表するとともに、環境大臣に報告します。

■地方公共団体による調達の推進(第10条)

都道府県及び市町村は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めることとなります。

■調達の推進に当たっての配慮(第11条)

国等、都道府県及び市町村は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加を招かないように配慮するものとされています。

■環境物品等に関する情報の提供(第12条、第14条、付則第2項)

事業者は、その製造等する物品等について環境負荷の低減に関する情報を提供するよう努める(事業者による情報提供)こととし、他の事業者が製造等する物品等について、環境負荷の低減に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報の提供に努める(環境ラベル等による情報提供)こととされています。

また、国は、官許物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討を行う(国による情報提供及び検討)とされています。

コメント

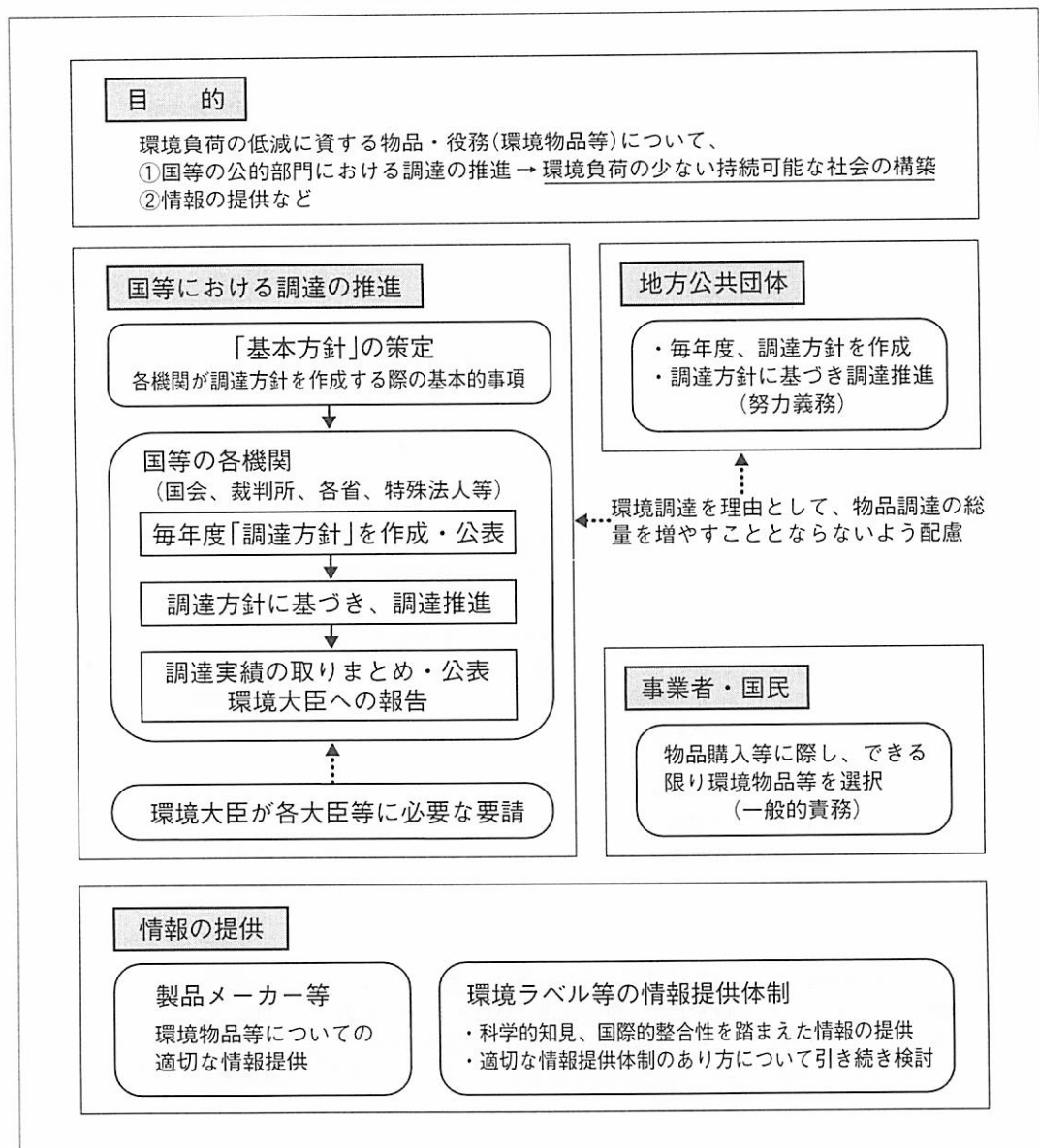
法は、循環型社会の形成という目的に添う内容であり、国等の調達目標と実績を対外的に公表することとしており、お役所等の環境対策が一步前進することは間違いないと言えるでしょう。また、法施行で製品の需要が増えれば、生産コストが下がり、現在高価格の環境対応商品が、一般消費者に購入しやすい価格になるというメリットもあると思われます。ただ、確かにリサイクルの面では、前進が期待できると考えられますが、環境にとって最も大切であると思

われるリデュースの面については、第11条があるのみで十分な効果が期待できるとは思えません。この点、依然として検討の余地があるのではないのでしょうか。

なお、7条～10条にあるように、特定調達物品等については、開発状況・科学的知見の充実等に応じて毎年度見直しが行われます。今年も10月～11月にかけて、パブリックコメントの募集がありますので、積極的に意見をのべていくようにしたいものです。

環境物品調達推進法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律



◎千葉県市原港より1万2,000ピコグラムのダイオキシン検出

千葉県の市原港海底のヘドロなどから1万2,000ピコグラムという極めて高い濃度のダイオキシン類が同県の調査の結果、検出され、6月11日、発表された。この調査は同県水質保全課が今年1～3月に市原港内の32地点の低質を対象に実施したもの。濃度の最高は港口に近い1箇所、1グラム当たり1万2,000ピコグラム。ほかに7,400ピコグラムの箇所もあり、32地点の平均値は2,000ピコグラム。旧環境庁(現環境省)が1999年度に河川と海域の底質を対象に実施した全国調査で検出されたダイオキシン類の平均値は5.4ピコグラムだったから、今回検出された最高濃度はその約2,200倍である。

◎大田区で高濃度のダイオキシン汚染

東京都大田区大森南地区の土壌から環境基準の570倍という高濃度のダイオキシン類が都環境局によって検出され、都は6月14日、汚染地域をダイオキシン類対策特別措置法に基づく「対策地域」に指定した。高濃度のダイオキシン類検出されたのは大田区大森南四丁目の区道交差点付近。昨年2月、下水道工事で区道を掘削中に油のような臭いがしたため、都環境局が隣接地の調査を続けていたところ、今年4月中旬、交差点から数メートル離れた民有地の地下40～125センチの土壌から1グラム当たり57万ピコグラムという超高濃度のダイオキシン類を検出した。

ダイオキシン類対策特別措置法の「対策地域」の対象となったのは区道と民有地の計約300平方メートル。都環境局は7月末ごろまでに処理計画を作成、これについて地元住民などの意見を聴いたうえ、対策に着手する。対策地域の汚染土壌は同法に基づき迅速な撤去・処理が保証される。処理費は都が汚染原因者に請求する。

◎水木金の川口さん



はじめまして。こんにち。7月より国民会議の事務を務めさせていただきますことになりました、川口貴子と申します。

現在、かろうじて26歳です。

所沢の住民で、大学時代にはダイオキシンの市民運動に参加して様々な問題意識を持ちました。(その節は、所沢のかたがたには大変お世話になりました。)

もう、この世界からは足を洗おうと思いましたが、また戻ってきてしまいました。どうぞ、よろしく願いいたします。

なお、私は、水、木、金曜日の午後1時から7時まで、環境市民ひろばにいます。環境市民ひろばの住所は、〒170-0004 豊島区北大塚2-29-5 大塚ダイカンプラザ1階、電話は03(5907)1411、FAXは03(5907)1412です。

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

一 京都議定書一

お暑うございます。梅雨明けの強烈な35℃以上の「地球温暖化」現象と深刻化する不況のせいか、弁当を買うためコンビニに行列するサラリーマンの方の背中、よけいに疲れと寂しさが漂っているような気がします。

このニュースも、今回で12号となりました。中村晶子「編集長」はじめ、仕事を終えて会議に駆け付けて下さるスタッフの皆様の自己犠牲的熱心さで、ここまで続いてきました。「地球環境」になり代りまして、暑中お見舞いと共に、感謝を申し上げます。

京都議定書のことが問題になっていきます。それ程の昔ではない'92年の「地球サミット」。今この地球に生きるものの責任として、未来の世代の人々が、この自然環境を享受できるように「持続可能な開発」をしようと、格調高い歴史的な宣言がなされました。その行動指針である「アジェンダ21」には、地球温暖化防止行動計画が重要な柱とされ、先進国の責任が明記されています。

そして、今、二酸化炭素の排出量制限等の具体的な条約批准の段階になって、ブッシュさんは議定書を破り捨て「イチ、オリタ!」といい、コイズミさんもそれに対して「吠えない」のはどうして?。あの、地球サミットの時、アメリカは前向きでなく、日本も当時の総理ミヤザワさんが「会議は欠席するので、自分の演説の順番がきたらこのビデオを流してくれ」と言い、ODAに金を出すからそれぐらいはいいだろうという態度がひんしゅくをかった(勿論、ビデオ上映は断られた)ことの延長線にあるような気がします。

コウゾウカイカク、フリオウサイケン、チイキョウテイ、キョウカショ、ヤスクニ、等の問題と並んでいるが、これは、他とは質が違うのではないか。どれがより重要と比較できないかもしれないが、この地球温暖化防止の問題は、いち外交問題ではない。地球という水の惑星に生まれついた私達の、後世に繋ぐ、歴史的、地球時間的な、重い課題であると思うのです。

今、上映中のスピルバーグ監督の『A.I.』。ニューヨークが水没する近未来が出てきます(夏休み、ご家族でどうぞ)。

お詫びと訂正

ニュースレター第11号15頁の表題に誤りがありました。

「施工」ではなく「施行」に訂正します。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第12号

2001年7月発行

発行所

〒105-0004
東京都港区新橋4-25-6
ヤスキビル2-6F
コスモス法律事務所内
ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議事務局

TEL 03-3432-1490

FAX 03-3432-1490

編集協力・レイアウト

(有)総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin@attglobal.net です。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>